

告発状

令和 6 年 6 月 14 日
令和 6 年 6 月 25 日 修正

鹿児島地方検察庁検察官 殿



告発人 木村浩一郎

被告発人 鹿児島県警察
被告発人 鹿児島県警察本部・野川明輝本部長
被告発人 氏名不詳の司法警察員

告発の趣旨

被告発人の以下の行為は、特別公務員職権濫用罪（刑法 194 条）に該当し、犯人隠匿罪・犯人隠秘罪（刑法 105 条）、日本国憲法 第 21 条の基本原理に違反するところ、被告発人を厳罰に処することを求め、ここに刑事告発します。

告発事実

2021 年 9 月に発生した医師会職員の強制性交事件において、医師会職員の父親で鹿児島県警察鹿児島中央署に勤務していた元警部補による不当介入があり、鹿児島県警がこうした事実を知りながら組織ぐるみで事件送致を遅らせたのではないか、という趣旨の鹿児島警察の不祥事疑惑記事を掲載していた『ニュースサイト HUNT E R』（代表 中願寺純則、以下、当該報道機関）の自宅を、鹿児島県警が 2024 年 4 月 8 日に強制捜査（家宅捜索）し、取材データを押収したことは、特別公務員職権濫用罪（刑法 194 条）に該当します。

この公務員職権濫用罪は、公務員がその職務を濫用して、人に義務のないことを行わせ、または権利の行使を妨害したときに成立する犯罪です。

輝本部長、および氏名不詳の司法警察員らは、前述の元警部補による強制性交事件に関する組織全体の責任を回避するために、不法・不当に当該報道機関の強制捜査を行った疑惑が報じられています。この強制捜査は日本の警察機構全体の「公務の適正さに対する国民の信頼を損なう」ものであることは言うまでもありません。

当該報道機関は、2024年3月19日の記事で、前述の看護師への強制性交事件において、「元鹿児島中央署の署長である鹿児島県警刑事部長による不当な捜査指揮で、鹿児島県医師会の元職員による強制性交事件の実相がねじ曲げられ、不起訴という間違った結論を招いた」として、「まず県警が明らかにしなければならないのは強制性交事件の捜査が適正だったか否か」などを問い合わせました。

被告発人による当該報道機関の強制捜査は、強制性交事件の犯人らや、それを加えて、不当な捜査指揮を行った刑事部長の犯罪疑惑を隠蔽しようとした、犯人匿罪・犯人隠秘罪（刑法105条）にも当たるものです。

さらに、当該報道機関に警察が捜索に入って取材資料を差し押させて、その強制捜査によって報道機関の取材源を特定して逮捕したことは、日本国憲法 第21条の基本原理「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」に違反するものです。

被告発人の鹿児島県警察本部・野川明輝本部長は、これとは別の事件で、現職当時に入手した職務上知り得た情報を漏洩した国家公務員法違反の疑いで、前の生活安全部長だった元警視正を逮捕しています。しかしその元警視正は「本部長が警察官による不祥事を隠蔽しようとする姿にがく然とし、また、失望しました」「不祥事があった場合には、それを隠すのではなく、県民の皆様に明らかにした上で、改善を図っていくべきだ」と証言したことが報じられています。当該報道機関の強制捜査や一連の県警幹部の逮捕は、被告発人である鹿児島県警察本部・野川明輝本部長による「不祥事隠し」との報道も多数あり、これら被告発人らを適正に捜査し厳罰に処することを求めここに刑事告発するものです。

添付資料

- 告発者 身分証明書
- 陳述書／木村浩一郎、小笠原淳
- 連絡先一覧
- 添付報道資料一覧
- 報道資料

ニュースサイト HUNTER、AERA dot、集英社オンライン、Slow News
南日本新聞、毎日新聞、JB press

陳述書

私は東京都内で出版業を営む男性です。鹿児島県警に強制捜査をされた『ニュースサイト HUNTER』の中願寺純則氏とは面識はありません。

鹿児島県警が一連の不祥事の疑惑を追及されており、鹿児島県警が本田尚志・元警視正が、北海道在住のジャーナリストの小笠原淳氏に県警の内部資料を送り、その小笠原淳氏が中願寺純則氏にその内部資料を送ったことなどは、報道によって知り小笠原淳氏に電話で概要を確認しました。

『ニュースサイト HUNTER』の一連の記事やその他報道でも、情報を提供された側である小笠原淳氏や中願寺純則氏が不法な手段で情報を入手したり、それを記事にしたりする過程で不法行為があった形跡はありません。にもかかわらず、『ニュースサイト HUNTER』を強制捜査したことは、警察捜査史上、禍根を残す警察当局による「証拠の隠滅」ではないかと考えております。

私自身は、かつて「ジュディシャルワールド」という司法関係の雑誌を編集・出版しており、その雑誌の中では、警察庁、警視庁、海上保安庁、厚生労働省地方厚生局麻薬取締部などの取材協力を得て凶悪犯罪や外国人犯罪への当局の取り組みなどを紹介していました。

その一方で、『北方ジャーナル』の記者である小笠原淳氏は、不祥事の絶えない北海道警察が、一般人の犯罪ならば報道されるような事件や犯罪さえも発表しないで隠蔽している実態を、「情報公開請求制度」によって丹念に請求していくことで浮き彫りにする記事を連載していましたので、私は、それらの記事をまとめた本を出版することに協力した経緯があります。

その意味では、私たち情報の担い手は、公務員である捜査当局が合法的に行なっている犯罪の摘発や対策、取り組みを積極的に読者に積極的に告知する一方で、捜査当局が犯罪を犯し、あるいは不正を働いたにもかかわらず隠蔽することはあってはならないことと考えて活動を行なってきました。

今回の『ニュースサイト HUNTER』への強制捜査は、すでに複数の報道によって指摘されているように、報道機関の言論の自由や出版の自由を、警察当局の職権を濫用して奪うものであり、由々しき事態だと考えています。

陳述書

私は、小樽市生まれ、札幌市在住のライターで、旧『北海タイムス』の復刊運動で1999年に創刊され2009年に休刊した日刊『札幌タイムス』記者を経て、現在、月刊『北方ジャーナル』を中心に執筆しています。

また『ニュースサイト HUNTER』でも、鹿児島県警「情報漏洩」の真相などの記事を寄稿しています。

告発人の木村浩一郎氏とは、約20年の付き合いでの、北海道警察の不祥事に関する本を木村氏の経営する出版社から出版したこともあります。

今回、木村氏が刑事告発する『ニュースサイト HUNTER』の中願寺純則氏への2024年4月8日の強制捜査には違法性があり、特別公務員職権濫用罪（刑法194条）に該当するものです。

私は、鹿児島県警の不祥事に関する内部告発資料を郵送で受け取り、それをスキャンしたデータを『ニュースサイト HUNTER』の中願寺純則氏と共有しました。

私や中願寺氏の考えでは、この内部告発は、重大な鹿児島県警の不祥事を告白する「公益通報」とと考えております。

鹿児島県警は、自らの不祥事を隠蔽するために、内部告発資料の存否も確認しないまま内部告発者を逮捕し、あるいは報道機関であるニュースサイト HUNTERの中願寺純則氏を不法・不当に強制捜査することは、前代未聞の報道潰しだり、決して許すことのできないものです。

貴、検察官による徹底した捜査をお願いいたします。

小笠原 淳